

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認システム等を通じて取得した診療情報等を活用し、質の高い医療の提供に努めております。

また、電子的診療情報連携体制の整備を推進し、医療 DX を通じた安全かつ効率的な医療提供体制の構築を進めております。

厚生労働省が定める施設基準に適合しているため、初診時に「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を算定しております。

【算定内容】

初診時 4 点（月 1 回）

当院では、以下の体制を整備しております。

- ・ オンライン請求の実施
- ・ オンライン資格確認を行う体制の整備
- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を、診察室等において閲覧又は活用できる体制の整備
- ・ 診療報酬明細書の無償交付
- ・ マイナ保険証利用の推進
- ・ 医療 DX を通じた質の高い医療提供体制の推進

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

2026 年 6 月 1 日

福岡歯科大学医科歯科総合病院
病院長